

事 務 連 絡

平成 17 年 8 月 17 日

(平成 28 年 6 月 1 日一部改正)

(令和元年 6 月 10 日一部改正)

(令和 3 年 7 月 1 日一部改正)

(令和 4 年 12 月 5 日一部改正)

部内各所属長 殿

管 理 課 長

建設技術企画課長

施工体制台帳の写し等提出時の確認事項について（改正）

このことについては、下記のとおりとしますので、事務処理に当たっては留意をお願いします。なお、金額については、消費税及び地方消費税を含む額です。

「下請負届等提出時の確認事項について」(平成 10 年 11 月 17 日付け管理課長事務連絡)は、廃止します。

記

1 工事打合せ簿および施工体制台帳の写し（様式 50 号）

(1) すべての項目について記載もれがないこと。

(2) 元請業者について

ア 下請契約の合計額が 4,500 万円（建築工事業の場合は 7,000 万円）以上である場合には、元請業者が、大臣許可、知事許可の区分にかかわらず、特定建設業の許可を有する者であること。（建設業法第 16 条、第 3 条、施行令第 2 条）

【確認方法】

J C I S 導入所属は、原則として J C I S の許可情報を検索して確認する。

J C I S が導入されていない所属は、暫定的に従来どおり次の方法で確認する。

県内業者・・・建設工事競争入札参加資格者名簿

※特定建設業の許可を持っている場合は、名簿の「特定許可」欄に「有」の表示  
県外業者・・・不明な業者については、建設技術企画課建設業係に照会

イ 工事現場に配置されている元請業者の主任技術者（監理技術者及び監理技術者補佐）は、現場代理人等届（様式第 46 号の 1）又は現場代理人等変更届（様式第 46 号の 2）に記載されている者と同一であること。また、アの場合においては、主任技術者に代えて、監理技術者資格者証の交付を受けた監理技術者（建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定により、特例監理技術者を置いた場合には、当該資格を所有する監理技術者補佐）を置いていること。（建設業法第 26 条）

【確認方法】

施工体制台帳の写しに記載されている元請業者の主任技術者（監理技術者及び監理技術者補佐）氏名が現場代理人等届又は現場代理人等変更届に記載されている氏名と同一であることを確認する。異なる場合は、施工体制台帳の写しを再提出させるか、又は、現場代理人等変更届を提出させる。現場代理人等変更届が提出された際には「現場代理人等の適正な配置の徹底について」（平成30年7月3日付け管第91号、建技第73号土木部長通知）に従い、確認を行う。

(3) 下請業者について

ア 下請負に付する金額が500万円（建築一式工事の場合は1,500万円）以上の場合は、下請業者がその工事内容に応じた建設業の許可を取得していること。（建設業法第3条、施行令第1条の2）

【確認方法】

J C I S 導入所属は、原則として J C I S の許可情報を検索して確認する。

J C I S が導入されていない所属は、暫定的に従来どおり次の方法で確認する。

・ 県内業者（県の入札参加資格有り）・・・建設工事競争入札参加資格者名簿

※建設業の許可を得ている業種と入札参加資格の種類は同一

・ 県内業者（県の入札参加資格無し）・・・不明な場合は、所管の土木センター・土木事務所又は建設技術企画課建設業係に照会

・ 県外業者・・・・・・・・・・・・・・・・建設技術企画課建設業係に照会

イ 工事現場に主任技術者を置いていること。（建設業法第26条、施行令第27条）

【確認方法】

技術者資格及び専任制（下請負金額が4,000万円（建築一式工事にあっては8,000万円）以上の場合、専任であることが必要。）等について口頭で確認すること。

(4) 下請負金額について

下請負金額が不当に低いものでないこと。（建設業法第19条の3）

【確認基準】

直工比率が1.0以上であること（ただし、比較できない場合は、確認不要とする）。

2 施工体系図の写し（様式第51号）

(1) すべての項目について記載もれがないこと。

(2) 下請の内容について、施工体制台帳の写しの内容と一致していること。

3 再下請届通知書の写し（様式第50号の3）

(1) すべての項目について記載もれがないこと。

(2) 再下請負契約がある場合に写しの提出が必要である。

4 施工体制台帳および施工体系図の写しの提出が必要な場合

(1) 公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳および施工体系図を作成し、その写しを発注者に提出するものとする。

(入契法第 15 条、安衛法 30 条)

(2) 建設工事の完成を目的としていない交通整理員等は、下請負には該当しないので提出の必要はない。なお、クレーン車等のリース（機械の運転者を含む。）は、建設工事の完成を目的とした行為と考えられ、建設工事の請負契約に当たるので、施工体制台帳および施工体系図の写しを提出するよう指導すること。

(3) 建設業における労働者派遣（作業員を他社から借用する場合）は、労働者派遣法の規定にそぐわないため、労務提供のみはあり得ない（請負という形態しかない。）ことを、請負者に対し、まず指導すること。その上で、土工、とび工、型枠工等の工種区分により、施工体制台帳および施工体系図の写しを提出するよう指導すること。

また、施工体制台帳および施工体系図の写しを提出せずに作業員の借用を受け、労災事故があった場合、労災の適用等に支障を生じ、対応できないことになるので注意すること。

## 5 一括下請負

一括下請負が建設業法第 22 条により禁止されていることから、施工体制台帳および施工体系図の写しの提出時には、施工体制を口頭で確認するとともに、工事現場においては、元請業者が技術者を配置しているのみでなく、工程管理、工事目的物の品質管理及び下請負人間の施工の調整等について、実質的に関与していることを随時確認すること。

## 6 下請負関係に疑義が生じた場合の措置

疑義の生じた事項について請負者から事情を聴取し、是正すべき点については、是正を求めること。

なお、是正されない場合については、指名停止等の措置を検討するので、管理課入札・契約係まで報告をお願いします。

## 7 適用開始日

令和 5 年 1 月 1 日

（事務担当）

管理課入札・契約係  
建設技術企画課技術指導係